

政令第二百六十三号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成三〇年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成三〇年一月一日から平成三一年三月三十一日まで」に、「二七七、三〇〇トン」を「二三六、四〇〇トン」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年十月一日から施行する。